

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月21日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 東京都 |
| 3. 市区町村名 | 東大和市 |
| 4. 届出番号 | 11 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 63-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.higashiyamato.lg.jp/index.cfm/36,75611,375,740,html |

執行機関名 東大和市長

母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|--|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの | 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)により市が処理する東京都女性福祉資金貸付条例(昭和45年東京都条例第30号)による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 43 | |
| ③番号法別表第2の項 | 63 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 東大和市における個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第11の項 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号。)により市が処理する東京都女性福祉資金貸付条例(昭和45年東京都条例第30号)による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条 | 東京都女性福祉資金貸付条例(昭和45年東京都条例第30号)第1条 |

| | | |
|--------------|--|--|
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その <u>生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図る</u> ことを目的とする。 | 第1条 この条例は、女性に対して女性福祉資金(以下「資金」という。)を貸付けることにより、その <u>経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与</u> することを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 東京都女性福祉資金貸付条例(昭和45年東京都条例第30号) |
| 備考 | 当該事務は「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」による事務処理特例制度を活用しており、都の条例を根拠に当市が処理している。 | |